

南島原市ニュース

令和6年2月2日

タイトル 職員の懲戒処分について

2月2日に本市の職員に対して、懲戒処分を行いましたのでお知らせ
します。

記

●所属、職など、処分内容、処分年月日、事案概要は、別紙のとおり

担当部署	総務部 人事課	担当者	末永 勝信
直通	0957-73-6623	E mail	jinji@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは <small>☎</small>		検索ワード	
担当者 連絡先			

被処分職員及び処分の内容

(1) 所属・役職名 総務部人事課付 参事

(2) 氏名・性別・年齢・処分内容

林田昭義・男性・50歳・懲戒免職

(3) 処分日 令和6年2月2日

(4) 概要

令和5年11月10日収賄罪容疑で逮捕され、11月11日に長崎地方検察庁に送致、12月1日起訴された。

起訴内容は、令和3年10月から12月までの間、6回にわたり、熊本市内の飲食店で約26万円の接待を本市発注の防災無線関連の設計業務を受注した業者から供給接待を受けたというものである。

本件に関しては、利害関係者からの供給接待を受けることは、本市の職員倫理規程に規定されている禁止行為であるとともに、令和6年1月31日の長崎地方裁判所での公判において、収賄罪による懲役1年2月、追徴金約26万円が求刑され、今後、判決が言い渡されるが、起訴内容を認めている。また、本件は、新聞・テレビなどにおいて大きく報道され、市民の本市に対する信用を大きく損ねることとなった。

上記の事実から、懲戒免職とする。

なお、この懲戒処分に伴い、市長及び副市長の給料の減給に関する条例を、次回開催の市議会定例会に提出するよう準備を進める。

南島原市職員の懲戒処分について

南島原市職員の収賄に関しまして、1月31日の長崎地方裁判所での初公判の内容を受けまして、林田昭義（人事課付参事）を本日付で懲戒免職といたしました。

今回、本市職員が公務の信用を著しく失墜させる収賄容疑で逮捕、起訴され、初公判においても起訴内容を認めるという事件が発生し、市政に対する信頼を裏切り、大きく傷つけることとなりましたことは、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

職員に対しましては綱紀粛正を求めていたにもかかわらず、今回の事件が発生したことは誠に遺憾であり痛恨の極みと言わざるをえません。

今後は職員一人ひとりが更に気を引き締め、公務員としての自覚、法令等の遵守の徹底は勿論のこと、市民皆様の信頼を一日でも早く回復できるよう全力で取り組んでまいります。

なお、この懲戒処分に伴いまして、市長及び副市長の給料の減給に関する条例を、次回開催される市議会定例会に提出するよう準備を進めておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

市民皆様に対して、改めて深くお詫び申し上げます。

令和6年2月2日

南島原市長 松本 政博